

受付番号	10	受付月日	メール令和6年2月13日 午後1時45分
------	----	------	-------------------------

東郷町議会議長 石橋 直季 殿

東郷町議会議員 会派 明翔とうごう

議席番号 12番 氏名 水川 淳

## 一 般 質 問 通 告 書

東郷町議会会議規則第59条第2項の規定により、次の事項について  
質問（一問一答方式→一括質問方式）したいので通告します。

記

No. 1 - 1

質問事項	質問要旨	答弁者
1 ハラスメント 事案の終息につ いて	<p>※質問の時点で井俣憲治町長が辞任せず在職している場合に限り以下の質問を行う。</p> <p>1 1月の事案発覚以来、すでに数か月経過しようとしている。</p> <p>町民や町出身者は言われなき理由から肩身の狭い思いをし、個人・事業者を問わず将来の活動の場として東郷町を選択肢から除外するなどの異常事態が続いている。</p> <p>事態の早期終息は、東郷町の政治に携わるすべての者に課せられた責任であり、終息の一助となることを強く期待し井俣町長に質問する。</p> <p>(1) この状況の責任の所在について。</p> <p>(2) 収束（終息）方法について。</p> <p>(3) 第三者委員会について。</p> <p>(4) 本件にかかる損害について。</p> <p>(5) 町民の思い・声について。</p>	町長

(注) 要旨は、具体的に記載すること。